主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人花房秀吉の上告趣意は、違憲(三一条違反)をいうが、児童福祉法三四条 一項六号にいう「淫行」には、性交そのもののほか性交類似行為をも含むとした原 判断は正当であつて、所論はその前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたら ない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年一一月二八日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官